

平成 26 年 4 月 17 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 3 番 6 号
大和ハウスリート投資法人
代表者名 執行役員 篠 正 澄
(コード番号 : 3263)

資産運用会社名

大和ハウス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 名島 弘尚
問合せ先 取締役財務部長 山岸 祐一
(TEL. 03-5651-2895)

規約の変更及び投資法人の役員選任に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、平成 26 年 5 月 28 日開催予定の第 11 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に、下記記載の規約の変更及び投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 規約変更について

(1) 変更の理由

- ① 平成 26 年 3 月 1 日に、平成 26 年 2 月 28 日を基準日とし、本投資法人投資口 1 口を 2 口に分割する投資口の分割を実施したことに伴い投資口の分割の割合に応じて発行可能投資口総口数を増加させるため、規約に定める発行可能投資口総口数を変更するものであります（現行規約第 5 条関係）。
- ② 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定を新設するものであります。
 - (ア) 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第 6 条第 2 項関係）。
 - (イ) 上記の新設について、上記の新設に関する投信法の改正の施行日に効力が生じる旨の附則を新設するものであります（変更案第 55 条関係）。
- ③ 平成 25 年 1 月 4 日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（現行規約第 39 条第 6 号(2)関係）。
- ④ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年總理府令第 129 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の改正に伴い、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定め、併せてこれに関連する規定を修正するものであります（現行規約第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 2 項、第 36 条第 1 項及び第 3 項、第 39 条、第 40 条、別紙関係）。
- ⑤ 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

(2) 変更の内容

規約の変更の内容については、添付資料「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

2. 投資法人の役員選任について

執行役員 1 名（筧 正澄）から、任期の調整のため、平成 26 年 5 月 31 日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成 26 年 6 月 1 日付で、執行役員 1 名の選任について議案を提出します。また、監督役員 2 名（佐々木 秀一、菊池 哲史）から、任期の調整のため、平成 26 年 5 月 31 日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成 26 年 6 月 1 日付で、監督役員 2 名の選任について議案を提出します。

さらに、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員 1 名（名島 弘尚）の選任について議案を提出します。また、監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員 1 名（佐々木 達郎）の選任について議案を提出します。

各役員選任議案の内容については、添付資料「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

3. 日程

平成 26 年 4 月 17 日 : 本投資主総会提出議案の役員会承認
平成 26 年 5 月 9 日 : 本投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 26 年 5 月 28 日 : 本投資主総会（予定）

以上

- * 本資料の配布先：兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwahouse-reit.jp/>

(添付資料)

第 11 回投資主総会招集ご通知

(証券コード 3263)

投資主各位

平成26年5月9日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目3番6号
大和ハウスリート投資法人
執行役員 篠 正澄

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第11回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成26年5月27日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されます**ので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

(みなし賛成)

第17条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成26年5月28日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室

（末尾の「第11回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員2名選任の件

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://www.daiwahouse-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2. 変更の内容」記載のとおり変更することをお願いするものであります。

1. 変更の理由

- (1) 平成26年3月1日に、平成26年2月28日を基準日とし、本投資法人投資口1口を2口に分割する投資口の分割を実施したことに伴い投資口の分割の割合に応じて発行可能投資口総口数を増加させるため、規約に定める発行可能投資口総口数を変更するものであります（現行規約第5条関係）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定を新設するものであります。
 - ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第6条第2項関係）。
 - ② 上記の新設について、上記の新設に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じる旨の附則を新設するものであります（変更案第55条関係）。
- (3) 平成25年1月4日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（現行規約第39条第6号(2)関係）。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の改正に伴い、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定め、併せてこれに関連する規定を修正するものであります（現行規約第31条、第32条、第33条、第34条第2項、第36条第1項及び第3項、第39条、第40条、別紙関係）。
- (5) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
(発行可能投資口総口数等) 第5条 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>200</u> 万口とする。 2. ~ 3. (省略)	(発行可能投資口総口数等) 第5条 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>400</u> 万口とする。 2. ~ 3. (現行どおり)
(投資主の請求による投資口の払戻し) 第6条 (省略) (新設)	(投資主の請求による投資口の払戻し及び自己の投資口の取得) 第6条 (現行どおり) <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</u>
(招集者) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。	(招集者) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。
(議長) 第11条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。	(議長) 第11条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。

現 行 規 約	変 更 案
(基準日) 第12条 (省略) 2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議により <u>予め</u> 公告をして、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます。	(基準日) 第12条 (現行どおり) 2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議により <u>あらかじめ</u> 公告をして、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます。
(議決権の代理行使) 第13条 (省略) 2. 前項の場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を <u>予め</u> 本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、 <u>予め</u> 、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	(議決権の代理行使) 第13条 (現行どおり) 2. 前項の場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を <u>あらかじめ</u> 本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、 <u>あらかじめ</u> 、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(役員会招集者及び議長) 第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. (省略)	(役員会招集者及び議長) 第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(資産運用の基本方針) 第31条 本投資法人は、主として、不動産等（ <u>第32条第2項で定義する。）及び不動産対応証券（第32条第3項で定義する。</u> ）へ継続的に投資し、その資産を運用する。本投資法人は、その資産の運用に際して「安定性」を最重要視し、長期的にキャッシュフローの安定性を高める運用を行うとともに運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指すことを基本方針とする。	(資産運用の基本方針) 第31条 本投資法人は、主として、不動産等資産（ <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第1号</u> へに定める不動産等資産をいう。以下同じ。）へ継続的に投資し、その資産を運用する。本投資法人は、その資産の運用に際して「安定性」を最重要視し、長期的にキャッシュフローの安定性を高める運用を行うとともに運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指すことを基本方針とする。
(運用の対象とする資産の種類) 第32条 本投資法人は、不動産等 <u>及び不動産対応証券</u> （以下「不動産関連資産」という。）を主要な投資対象とする。 2. 不動産等とは次に掲げるものをいう。 ① 不動産 ② 不動産の賃借権 ③ 地上権 ④ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。） ⑤ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権	(運用の対象とする資産の種類) 第32条 本投資法人は、不動産等資産を主要な投資対象とする。 2. 本投資法人は、不動産等資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 ① 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 ② 不動産の賃借権 ③ 地上権 ④ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。） ⑤ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

現 行 規 約	変 更 案
⑥ 当事者的一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）	② 当事者的一方が相手方の行う <u>不動産等資産又は前号に掲げる資産</u> の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）
⑦ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権	③ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (削除)
3. 不動産対応証券とは次に掲げるものをいう。ただし、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限る。	
① 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定めるものをいう。）	④ 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定めるものをいう。） <u>（ただし、資産の2分の1を超える額を不動産等資産又は第1号から第3号までに掲げる資産に投資することを目的とするものに限る。）</u>
② 受益証券（投信法第2条第7項に定めるものをいう。）（次項第14号に該当するものを除く。）	⑤ 受益証券（投信法第2条第7項に定めるものをいう。）（第21号に該当するものを除く。） <u>（ただし、資産の2分の1を超える額を不動産等資産又は第1号から第3号までに掲げる資産に投資することを目的とするものに限る。）</u>

現 行 規 約	変 更 案
③ 投資証券（投信法第2条第15項に定めるものをいう。）	⑥ 投資証券（投信法第2条第15項に定めるものをいう。） <u>（ただし、資産の2分の1を超える額を不動産等資産又は第1号から第3号までに掲げる資産に投資することを目的とするものに限る。）</u>
④ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定めるもの（前項第4号、第5号又は第7号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）	⑦ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定めるもの（不動産等資産、第1号又は第3号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。） <u>（ただし、資産の2分の1を超える額を不動産等資産又は第1号から第3号までに掲げる資産に投資することを目的とするものに限る。）</u>
4. 本投資法人は、不動産関連資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。	(削除)
① 預金	⑧ 預金
② コールローン	⑨ コールローン
③ 国債証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第1号に定めるものをいう。）	⑩ 国債証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第1号に定めるものをいう。）
④ 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号に定めるものをいう。）	⑪ 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号に定めるものをいう。）
⑤ 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいう。）	⑫ 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいう。）
⑥ 社債券（金融商品取引法第2条第1項第5号に定めるものをいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。）	⑬ 社債券（金融商品取引法第2条第1項第5号に定めるものをいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。）
⑦ 譲渡性預金	⑭ 譲渡性預金

現 行 規 約	変 更 案
⑧ 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号に定めるものをいう。）	⑯ 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号に定めるものをいう。）
⑨ コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号に定めるものをいう。）	⑯ コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号に定めるものをいう。）
⑩ 資産流動化法に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいう。）	⑰ 資産流動化法に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいう。）
⑪ 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第7号に定めるものをいう。以下同じ。）	⑮ 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第7号に定めるものをいう。以下同じ。）
⑫ 株券（実質的に不動産 <u>関連</u> 資産に投資することを目的とする場合又は <u>不動産関連</u> 資産への投資に付隨し若しくは関連する場合に限る。）及び海外キャプティブ再保険会社への優先株出資	⑯ 株券（実質的に不動産 <u>等</u> 資産若しくは第1号から第7号までに掲げる資産（以下「不動産 <u>関連</u> 資産」という。）に投資することを目的とする場合又はこれらの資産への投資に付隨し若しくは関連する場合に限る。）及び海外キャプティブ再保険会社への優先株出資
⑬ 外国法人が発行する譲渡性預金証書（金融商品取引法第2条第1項第21号に定めるものをいう。）	⑯ 外国法人が発行する譲渡性預金証書（金融商品取引法第2条第1項第21号に定めるものをいう。）
⑭ 公社債投資信託の受益証券（投信法第2条第4項に定める証券投資信託の受益証券のうち、第 <u>3</u> 号、第 <u>4</u> 号、第 <u>6</u> 号、第 <u>9</u> 号又は第 <u>13</u> 号に掲げる資産等への投資として運用することを目的としたものをいう。）	⑰ 公社債投資信託の受益証券（投信法第2条第4項に定める証券投資信託の受益証券のうち、第 <u>10</u> 号、第 <u>11</u> 号、第 <u>13</u> 号、第 <u>16</u> 号又は第 <u>20</u> 号に掲げる資産等への投資として運用することを目的としたものをいう。）
⑮ 投信法第2条第18項に定める投資法人債券	⑯ 投信法第2条第18項に定める投資法人債券

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑯ 信託財産を主として第<u>1</u>号から第<u>13</u>号まで及び第<u>15</u>号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑰ デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</p> <p>⑱ 有価証券（投信法施行令第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）（ただし、<u>前2項</u>及び本項並びに次項で別途定めるものを除く。以下同じ。）</p> <p>5. 本投資法人は、上記のほか、不動産等への投資に付随して取得する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができます。</p> <p>①～⑨ (省略)</p> <p>⑩ その他、本投資法人の保有に係る不動産等の運用に必要な権利</p> <p>6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、<u>第2項から第5項</u>を適用するものとする。</p>	<p>⑬ 信託財産を主として第<u>8</u>号から第<u>20</u>号まで及び第<u>22</u>号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑭ デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</p> <p>⑮ 有価証券（投信法施行令第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）（ただし、<u>不動産等資産</u>及び本項並びに次項で別途定めるものを除く。以下同じ。）</p> <p>3. 本投資法人は、上記のほか、不動産等資産又は前項第1号から第7号までに掲げる資産への投資に付随して取得する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>①～⑨ (現行どおり)</p> <p>⑩ その他、本投資法人の保有に係る不動産<u>関連資産</u>の運用に必要な権利</p> <p>4. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、<u>前2項</u>を適用するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(投資方針) 第33条 本投資法人は、資産運用の基本方針を達成するため、主たる用途を物流施設又は商業施設とする不動産等又は当該不動産等を裏付けとする不動産対応証券を投資対象とし、中でも、長期的にキャッシュフローの安定性を高める見地から、対象施設を選別して投資する。	(投資方針) 第33条 本投資法人は、資産運用の基本方針を達成するため、主たる用途を物流施設又は商業施設とする不動産等 (不動産等資産のほか、裏付けとなる不動産が主たる用途を物流施設若しくは商業施設とする不動産関連資産を含む。以下本条及び第35条において同じ。) を投資対象とし、中でも、長期的にキャッシュフローの安定性を高める見地から、対象施設を選別して投資する。
2. 本投資法人は、三大都市圏（首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）、中部圏（愛知県、岐阜県及び三重県）並びに近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び滋賀県）をいう。）を中心に、全国の不動産等又は当該不動産等を裏付けとする不動産対応証券に投資する。	2. 本投資法人は、三大都市圏（首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）、中部圏（愛知県、岐阜県及び三重県）並びに近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び滋賀県）をいう。）を中心に、全国の不動産等に投資する。
(投資制限) 第34条 (省略) 2. 本投資法人は、第32条第 <u>4</u> 項第 <u>17</u> 号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。 3. ~4. (省略)	(投資制限) 第34条 (現行どおり) 2. 本投資法人は、第32条第 <u>2</u> 項第 <u>24</u> 号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。 3. ~4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(組入資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>第36条 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を、原則として賃貸するものとする。</p> <p>2. （省略）</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>	<p>(組入資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>第36条 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を、原則として賃貸するものとする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>
<p>(資産評価の方法及び基準)</p> <p>第39条 （省略）</p> <p>① 第32条第2項第1号、第2号及び第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 （省略）</p> <p>② 第32条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権 （省略）</p> <p>③ 第32条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （省略）</p> <p>④ 第32条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 （省略）</p>	<p>(資産評価の方法及び基準)</p> <p>第39条 （現行どおり）</p> <p>① 不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権 （現行どおり）</p> <p>② 不動産等資産のうち信託の受益権 （現行どおり）</p> <p>③ 第32条第2項第1号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （現行どおり）</p> <p>④ 第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑤ 第32条第2項第<u>7</u>号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (省略)</p> <p>⑥ 有価証券（第32条第<u>3</u>項及び第<u>32</u>条第<u>4</u>項第<u>18</u>号に定めるものを含むが、前各号に定めるものを除く。）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) その他の有価証券 金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>⑦ 第32条第<u>4</u>項第<u>11</u>号に定める金銭債権 (省略)</p> <p>⑧ 第32条第<u>4</u>項第<u>17</u>号に定めるデリバティブ取引に係る権利 (省略)</p> <p>⑨ (省略) (有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格) 第40条 (省略) ① 第32条第2項第1号、第2号及び第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 (省略)</p>	<p>⑤ 第32条第2項第<u>3</u>号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行どおり)</p> <p>⑥ 有価証券（第32条第<u>2</u>項第<u>4</u>号から第<u>7</u>号まで及び第<u>25</u>号に定めるものを含むが、前各号に定めるものを除く。）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) その他の有価証券 金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>⑦ 第32条第<u>2</u>項第<u>18</u>号に定める金銭債権 (現行どおり)</p> <p>⑧ 第32条第<u>2</u>項第<u>24</u>号に定めるデリバティブ取引に係る権利 (現行どおり)</p> <p>⑨ (現行どおり) (有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格) 第40条 (現行どおり) ① 不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>第32条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び第32条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> (省略)</p> <p>③ 第32条第2項第<u>6</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第<u>7</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>② <u>不動産等資産のうち信託の受益権及び第32条第2項第<u>1</u>号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> (現行どおり)</p> <p>③ 第32条第2項第<u>2</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第<u>3</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行どおり)</p> <p><u>(改正の効力発生)</u> <u>第55条 第6条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略) 1. ~ 2. (省略)	別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) 1. ~ 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 運用報酬Ⅲ</p> <p>本投資法人が不動産等を取得又は譲渡した場合、当該運用資産の取得価額又は譲渡価額（いずれも消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.5%を上限とする料率を乗じて得た金額を、当該運用資産を取得又は譲渡した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、大和ハウスグループ等利害関係者からの運用資産の取得又は大和ハウスグループ等利害関係者への運用資産の譲渡については、当該運用資産の取得価額又は譲渡価額（いずれも消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.25%を上限とする料率を乗じた金額を、支払うものとする。</p>	<p>3. 運用報酬Ⅲ</p> <p>本投資法人が不動産等<u>資産又は第32条第2項第1号から第3号までに定める資産</u>を取得又は譲渡した場合、当該運用資産の取得価額又は譲渡価額（いずれも消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.5%を上限とする料率を乗じて得た金額を、当該運用資産を取得又は譲渡した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、大和ハウスグループ等利害関係者からの運用資産の取得又は大和ハウスグループ等利害関係者への運用資産の譲渡については、当該運用資産の取得価額又は譲渡価額（いずれも消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.25%を上限とする料率を乗じた金額を、支払うものとする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

かけい まさずみ

執行役員 篠 正澄から、任期の調整のため、平成26年5月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第22条第1項本文の規定により、平成26年6月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	主要略歴	
かけい まさ すみ 篠 正 澄 (昭和24年12月24日)	昭和47年4月 平成6年5月 平成8年7月 平成9年5月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年3月 平成15年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年6月 平成24年9月	三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行 同社 五反田支店長 同社 融資企画部付部長 同社 審査第一部長 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）日本橋営業第三部長 同社 執行役員日本橋営業第三部長 同社 執行役員大阪支店長 大東紡織株式会社 専務取締役 就任 同社 取締役社長 就任 株式会社日本トリム 監査役 就任 中央三井信用保証株式会社（現 三井住友トラスト保証株式会社）顧問 株式会社システムトラスト研究所 監査役 就任 本投資法人 執行役員 就任（現任）

- 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成28年5月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成26年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
な　　じま　ひろ　たか 名　島　弘　尚 (昭和36年3月15日)	昭和58年4月 大和ハウス工業株式会社 入社 平成8年4月 同社 倉敷支店 経理総務課 課長 平成11年6月 同社 本社 経理部 経理課 課長 平成13年12月 同社 管理本部 経理部 税務・会計グループ グループ長 平成16年4月 同社 管理本部 経理部 次長 兼税務・会計グループ グループ長 平成18年6月 同社 本店 管理部 部長 平成23年4月 同社 東京支社 経理部長 平成24年6月 同社 本社 経理部付 部長 平成24年7月 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社 出向顧問 平成24年8月 同社 代表取締役社長 就任（現任） 平成25年4月 同社 転籍

- 上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- 上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員佐々木秀一及び監督役員菊池哲史の両名から、任期の調整のため、平成26年5月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年6月1日付で、監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第22条第1項本文の規定により、平成26年6月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第20条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴	
1	ささき しゅう いち 佐々木 秀一 (昭和24年4月2日)	昭和55年4月 昭和60年4月 平成5年2月 平成17年9月 平成19年9月	弁護士登録（東京弁護士会） 真田法律事務所 入所 佐々木法律事務所 開設 佐々木・鈴木法律事務所 開設 パートナー就任（現任） 株式会社伊勢半本店 社外取締役 就任（現任） 本投資法人 監督役員 就任（現任）
2	きく ち さと し 菊 池 哲 史 (昭和42年7月24日)	平成2年4月 平成7年9月 平成9年9月 平成13年10月 平成19年2月 平成19年9月 平成21年10月	大正製薬株式会社 入社 販売計画部販売計画課 上野システム株式会社 入社 業務部業務課 大内明公認会計士事務所 入所 朝日監査法人（現 有限責任 あづさ監査法人）入社 菊池哲史公認会計士事務所 開業（現任） 本投資法人 監督役員 就任（現任） 税理士法人まもる 代表社員 就任（現任）

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である平成28年5月31日までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
ささき たつろう 佐々木 達郎 (昭和56年9月5日)	平成20年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成21年1月 TMI総合法律事務所 入所 平成23年11月 加藤・西田・長谷川法律事務所 入所 平成25年11月 佐々木・鈴木法律事務所 入所（現任）

- 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

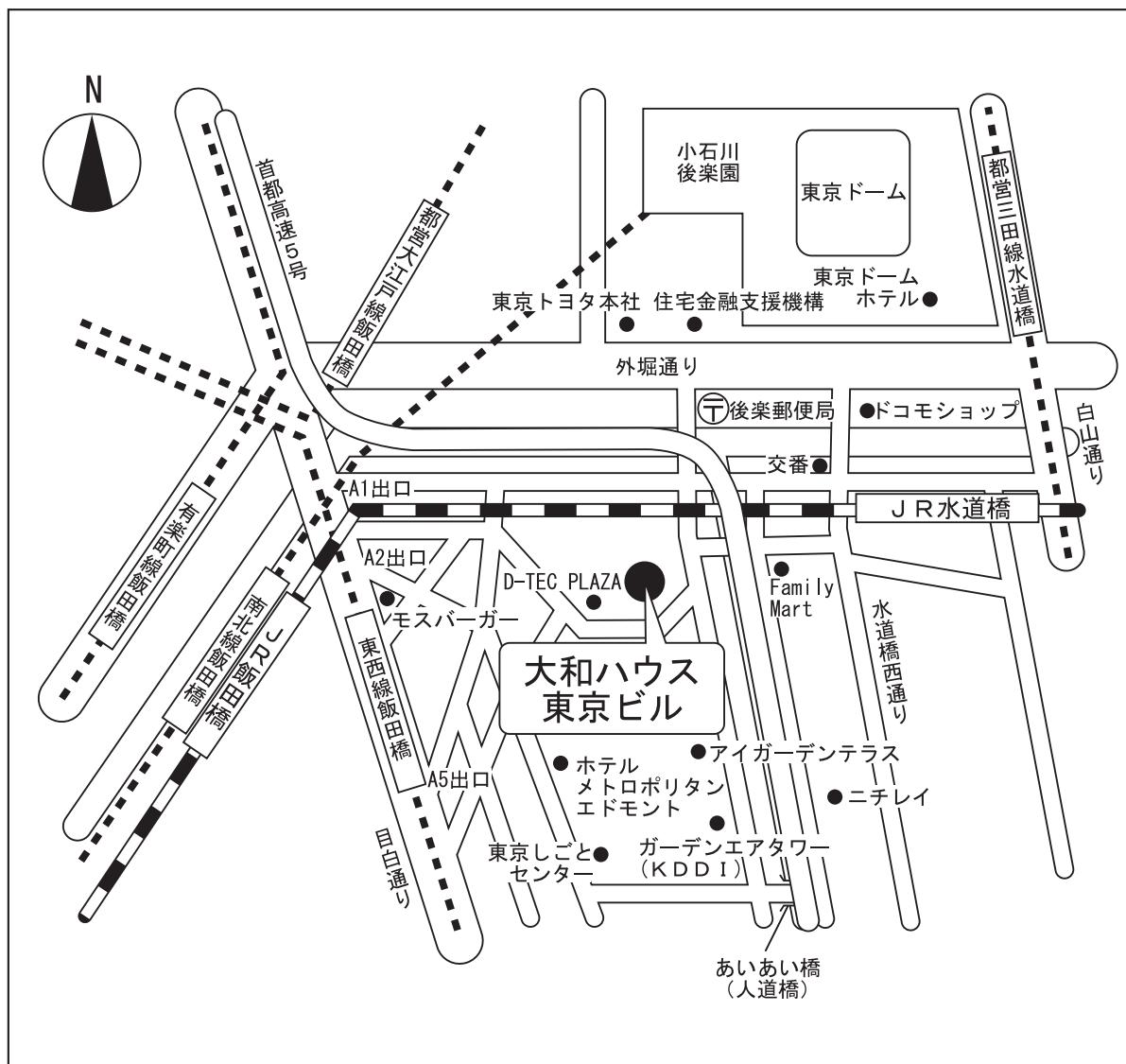
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第11回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室
電話 03-5214-2111



- 交通
 - J R 水道橋駅 西口より徒歩 2 分
 - J R 飯田橋駅 東口より徒歩 7 分
 - 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅 A 1 出口より徒歩 7 分
 - 東京メトロ東西線 飯田橋駅 A 5 出口より徒歩 4 分又は A 2 出口より徒歩 7 分

<お願い>当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。